

昭和六十三年四月一日受領  
答弁第一五号

内閣衆質一一二第一五号

昭和六十三年四月一日

内閣総理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎 殿

衆議院議員新村勝雄君提出教職員の二重籍に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員新村勝雄君提出教職員の二重籍に関する質問に対する答弁書

一について

前同志社大学教授木田武佳氏は、昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間、同志社大学において文学部教授、また、聖隷学園聖泉短期大学において英語科教授兼英語科長として両大学に在職し、両大学から俸給を受けていたものと承知しているが、これは、各学校法人における教員の処遇の問題であり、各学校法人において適切に取り扱うべきものと考えらる。

二について

私立大学等経常費補助金については、前年度の十二月三十一日現在の専任教員等の数を基礎として算定することとなっており、昭和六十一年度の同志社大学に係る当該補助金の算定に当

たつては、木田武佳氏をその基礎に算入しているところである。

なお、昭和六十一年度においては、聖隷学園聖泉短期大学については、設置後学校教育法に定める修業年限に相当する年数を経過していなかったため、当該補助金は交付していない。